

森林整備工事請負契約約款の改正のお知らせ

令和2年4月
山口県

県が発注する森林整備工事は、建設工事と同様に、「民法の一部を改正する法律」の施行などに伴い山口県建設工事請負契約約款が改正されたため、山口県森林整備工事請負契約約款についても以下のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

1 契約約款の改正について

(1) 改正内容

① 「民法の一部を改正する法律」の施行に伴う改正

○ 譲渡制限特約について

前払、部分払等によってもなお履行に必要な資金が不足する場合には発注者は譲渡の承諾をしなければならないこととし、併せて、譲渡制限特約に違反した場合や資金調達目的で譲渡したときにその資金を当該契約の履行以外に使用した場合に、契約を解除できることとしました。

○ 契約不適合責任について

改正民法において、「瑕疵」が契約の内容に適合しないもの」と文言が改められ、その場合の責任として履行の追完と代金の減額請求が規定されたことを踏まえ、約款も同様の変更を行いました。

○ 契約の解除について

改正民法において、瑕疵に関する建物・土地に係る契約解除の制限規定が削除されたことや双方の責めに帰すべき事由でないときであっても契約を解除できることとされたことを踏まえ、催告解除と無催告解除を整理した上で契約解除を規定し直しました。

○ 契約不適合責任の担保期間について

材質の違いによる担保期間は民法上廃止されたことを踏まえ、約款において契約不適合の責任期間を引渡しから2年とし、設備機器等についてはその性質から1年としました。

② 「政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づく、政府契約の支払遅延に関する遅延利息の率を定める件」の一部改正に伴う改正

関連する記載を「年2.7パーセント」から「年2.6パーセント」に改めました。

③ 「国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文及び第37条第1項の規定に基づき、国の債権の管理等に関する法律施行令第29条第1項本文に規定する財務大臣が定める率を定める件及び国の債権の管理等に関する法律施行令第37条第1項に規定する財務大臣が定める率を定める件」の一部改正に伴う改正

関連する記載を「年5パーセント」から「年3パーセント」に改めました。

(2) 適用年月日

令和2年4月1日（水）以降に契約を締結する森林整備工事から適用します。

2 その他

新しい契約約款は、山口県森林整備課のホームページに掲載しています。

山口県森林整備課ホームページ
(<http://www.pref.yamaguchi.lg.jp/cms/a17800/index/>)